松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例 の制定について

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

障害福祉サービス及び介護サービスの料金体系に合わせ、派遣手数料を改定 するため。

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和58年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正 する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

(手数料の徴収)

第3条 ホームヘルパーを派遣したときは、心身障|第3条 ホームヘルパーを派遣したときは、心身障 害者等の属する世帯の生計中心者から、別表に定 める額を手数料として徴収する。ただし、当該世 帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に よる被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号)による支援給付受給世帯である 場合又は生計中心者の前年所得税が非課税の世帯 である場合は、手数料を徴収しない。

改正後

(手数料の徴収)

- 害者等(当該心身障害者等が18歳未満である場 合にあつては、その保護者(児童福祉法(昭和2 2年法律第164号) 第6条に規定する保護者を いう。)を含む。以下この条において同じ。)か ら、次の各号に掲げる心身障害者等の区分に応じ 当該各号に定める額を手数料として徴収する。た だし、1月当たり37,200円を上限とする。
- (1) 心身障害者等及び当該心身障害者等と同一の 世帯に属する者(当該心身障害者等が18歳以 上である場合にあつては、その配偶者に限る。) が派遣を受けた月の属する年度(派遣を受けた 月が4月から6月までの場合にあつては、前年 度)分の市民税を課されない者である場合にお ける当該心身障害者等又は心身障害者等及び当 該心身障害者等と同一の世帯に属する者が派遣 を受けた月において被保護者(生活保護法(昭 和25年法律第144号)第6条第1項に規定 する被保護者をいう。) 若しくは要保護者(同 条第2項に規定する要保護者をいう。)である 者であつて市長が定めるもの若しくは中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)による支

援給付受給者である場合における当該心身障害 者等 0円

(2) 前号に掲げる者以外の者 別表に定める額

別表 (第3条関係)

派遣対象世帯の区分	金額(1時間当たり)
生計中心者の前年所得税	<u>250円</u>
が5,000円以下の世帯	
生計中心者の前年所得税	<u>400円</u>
が5,001円以上15,000円以	
<u>下の世帯</u>	
生計中心者の前年所得税	650円
が15,001円以上40,000円	
以下の世帯	
生計中心者の前年所得税	850円
が40,001円以上70,000円	
以下の世帯	
生計中心者の前年所得税	950円
が70,001円以上の世帯	

別表(第3条関係)

<u>1</u> 身体介護(入浴車を用いた入浴介助を除く。) の手数料

** 3 20011	
<u>所要時間</u>	<u>金額</u>
30分未満	270円
30分以上1時間未満	426円
1時間以上1時間30分未満	619円
1時間30分以上2時間未満	<u>705円</u>
2時間以上2時間30分未満	<u>795円</u>
2時間30分以上3時間未満	882円
<u>3時間以上</u>	970円に30分を増すご
	とに87円を加えた額

2 家事援助の手数料

23 - 3 - 3/2 - 73 - 7 - 3 - 2/11	
所要時間	<u>金額</u>
30分未満	<u>111円</u>
30分以上1時間未満	207円
1時間以上1時間30分未満	290円
1時間30分以上2時間未満	<u>363円</u>
2時間以上2時間30分未満	<u>436円</u>
2時間30分以上3時間未満	509円
3時間以上	583円に30分を増すご
	とに73円を加えた額

3 入浴車を用いた入浴介助の手数料

<u>サービスの種類</u>	<u>1回当たりの金額</u>
全身入浴	<u>1,335円</u>
部分入浴又は清拭	<u>1,202円</u>

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後のホームヘルパーの派遣 に係る手数料について適用し、同日前のホームヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例 による。